

東北へようこそ

第3回

東北地方法テラス・ひまわり公設 視察交流会

先日、公設事務所運営特別委員会主催の東北地方法テラス・ひまわり公設視察交流会が行われました。当会出身の弁護士たちが東北の地で活躍する様子をしっかりと確認してきましたので、皆様にもご紹介したく、今回はこの報告をさせていただきます。



多摩パブリック法律事務所
足立 剛 (61期)

宮城県栗原市
(栗原ひまわり基金法律事務所)

宮城県仙台市
(やまびこ基金法律事務所)

福島県福島市
(法テラス福島)

1. はじめに

平成21年2月20日、公設事務所運営特別委員会のメンバーを中心とする総勢20名で、法テラス福島、仙台市のやまびこ基金法律事務所、宮城県北部の栗原市にある栗原ひまわり基金法律事務所を訪問しました。その後、鳴子温泉で一泊し、夕食には、栗原の東に位置する登米で唯一の事務所を構える開発健次弁護士が参加されました。

2. 法テラス福島

これから始まる裁判員裁判及び被疑者国選の拡大に対しては、刑事国選についての福島県内の弁護士と法テラスとの契約率が93%ほどという極めて高い数字であることから、特別な対応はしていないとのことでした。しかし、国選配点においては事案を考慮して適切な弁護士を選んで指名通知をしているとのことでしたので、この93%のうち困難事案を積極的に受けてくださる弁護士がどれほどいるのか今の段階では分かりません。そうだとすると、新制度開始により、スタッフ弁



護士の件数による負担はそれほどではないにしても、困難事案による負担が高くなり、若手が多くを占めるスタッフ弁護士にとってはかなり厳しい状況になるのではないかと感じました。

民事の関係では、全国的に上昇傾向にある扶助利用件数が、福島では横ばいということで、その原因が、審査に福島市にある法テラスにまで行かなければならないことが遠方の住民には負担となるため、地元の弁護士が結局純粹私選で受任してしまうからとのことでした。この点については、支所開設による改善も考えられますが、書面審査、電話審査、及びビデオリンクによる審査など審査方法の改善も必要なのではないかと感じました。実際、私も、相談後審査前に入院してしまった依頼者の代理人として審査に行った経験がありますが、極めて煩雑なものでした。原則として本人が審査に行かなければならない制度では、これからの高齢化社会を考えると無理が生じてくるのではないかと思います。

法テラス福島法律事務所には、当会出身の福武功蔵弁護士がおられお話を伺いましたが、債務整理案件や刑事国選事件をはじめとする数多くの事件を担当されて大変お忙しい中であっても、もう1名のスタッフ弁護士（松川義行弁護士）や職員の方々と和気藹々と楽しくお仕事をされているとのことでした。

3. やまびこ基金法律事務所

これまで東北のひまわり公設事務所に赴任する弁護士は、いずれも東京や大阪の都市圏から派遣された弁護士でした。



そこで、東北弁連が独自の予算により弁護士を養成して過疎地に派遣すべく設立したのが、やまびこ基金法律事務所です。やまびこ基金法律事務所は、平成20年4月1日から活動を開始しており、現在、所長及び3人の被養成弁護士が所属しています。

現在、東京の都市型公設事務所においては、中堅以上の指導弁護士の確保が困難となっている状況ですが、やまびこ基金法律事務所の被養成弁護士は、所内の所長弁護士だけでなく、外部の弁護士が指導担当となつて共同受任による指導を受けているとのことでした。

このように、仙台弁護士会は、会をあげて養成への協力をしているとのことで、大変感心し、東京でも取り入れられればよいのですが、まだまだ組織的な協力を得られるような状況とはいえません。したがって、若手弁護士が、所属委員会や会派などで外部の先輩弁護士と親睦を深め、勉強になりそうな事件を見せてもらうなど、自らが能動的に行動することも必要であると感じました。

4. 栗原ひまわり基金法律事務所

栗原ひまわり基金法律事務所は、平成20年8月下旬に北千住パブリック法律事務所で養成を受けた久保田恭章弁護士が赴任して開設された事務所です。



栗原市は、仙台地裁古川支部管内にあり、市内には築館簡易裁判所があります。轄内の人口は約30万人で、築館簡裁管内の人口はそのうち約8万人です。古川市には5人の弁護士がいますが、築館簡裁管内

には久保田弁護士1人しかおらず、約8万人を久保田弁護士のみがカバーしなければならない状況です。

栗原市の方々は、遠方の古川市に相談に行くくらいなら、相談しなくていいという考えの方が多かったようで、潜在的な需要は相当にあったようです。そのため、栗原ひまわり基金法律事務所が開設されてからの相談件数は月平均約35件にのぼっており、一人で対応するには大変な様子でした。

受任件数も、開設から1月末までの累計で、一般民事31件、債務整理74件、刑事事件12件ということで、債務整理の件数が極めて高いことから、事務員未経験で入所した2人だけの事務局では無理が出ているようで、今後さらに増えれば、事務局だけでなく、弁護士も増員を要する状況のようでした。

5. 懇親会

宿泊先（鳴子温泉）では、開発弁護士を交えた懇親会が行われ委員会メンバー及び開発弁護士から感想などが出され、大いに盛り上がりしました。今回の視察により、委員会メンバーが、地方の現状を現実に確認できたことは、大変な収穫でした。しかし、それだけではなく、過疎地で1人奮闘しているところへ今回のような訪問がなされることは大変心強いとのこと。お言葉をいただいたことや、将来過疎地への派遣を予定されている若手の弁護士からは、過疎地での仕事及び生活について具体的なイメージを持てたなど、訪問される側やこれから派遣される側、どの立場の弁護士にとっても良い刺激となったようです。

6. まとめ

今回は、地方の法テラス、養成事務所、派遣先事務所という性質の異なる3つの事務所を訪問することで、地方の現状を色々な視点から見ることができ、大変勉強になりました。私自身は、多摩定着ということで過疎地派遣はいまのところ考えていませんが、多摩地区の事務所にも養成を受けている弁護士もいますので、次回は、その方たちにも声をかけられたらと思います。